

2022年6月30日

各 位

会社名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 競 良一
(東証スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づき非適格者と認定した個人乃至法人からの一部回答書の受領、及び非適格者認定解除の条件に関する書面送付のお知らせ

当社は、2022年6月22日付「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づき非適格者と認定した個人乃至法人に対する質問状送付及び一部回答書の受領、並びに大規模買付行為等の撤回方法に関する書面送付のお知らせ」（以下「6月22日付プレス」といいます。）に記載しましたとおり、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。なお、本対応方針の詳細については、2022年4月8日付プレスリリース「アダージキャピタル有限責任事業組合及びその他関係者による当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」をご覧ください。）に基づく第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てにおいて、本新株予約権の行使が認められない「非適格者」を認定して、大規模買付者又は非適格者と認定した個人乃至法人に、反論・弁明の機会を付与すべく質問状を送付したところ、2022年6月20日付で有限会社杉山製作所（以下「杉山製作所」といいます。）から、2022年6月22日付で株式会社和円商事（以下「和円商事」といいます。）から、2022年6月23日付でアジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）から回答書を受領しましたので、お知らせいたします。

1. 杉山製作所の回答及び当社追加質問状の送付

6月22日付プレスにて記載しましたとおり、杉山製作所は、2022年6月20日付「回答書」において、アダージキャピタル、その他関係者及び非適格者（杉山製作所を除く。）との人的・資金的関係を一切否定しておりますが、当社が確認している事実関係と齟齬していることから、杉山製作所の回答には事実と異なる内容が含まれていると考えております。

そこで、当社は、杉山製作所に対し、2022年6月22日付で追加質問状を送付いたしましたが、本日時点で同社からの回答はいただいております。杉山製作所から追加のご回答がございましたら、当該回答内容を当社にて精査・検証し、必要に応じて当社ホームページにおいて公表する予定です。

2. 和円商事の回答及び当社追加質問状の送付

当社は、和円商事より、その代理人を通じて、2022年6月22日付「通知書」（以下「通知書（和円商事）」といいます。）を受領いたしました。

通知書（和円商事）において、和円商事は、2022年4月に当社が当社株主向けに送付した臨時株主総会補足資料の記載は事実と異なっており、和円商事はアダージキャピタルの元組合員ではあるものの、「アダージキャピタルによる今回の臨時株主総会について事前に相談を受けたことは一度もなく、何らの関与もしておりませんでした」として、当社の臨時株主総会補足資料の記載について根拠の説明を求めておられますが、当社からの質問状に対する回答の趣旨であるのかが不明確であったこともあり、当社は、2022年6月29日付で、和円商事に対し、臨時株主総会補足資料の記載について補足説明するとともに、当社からの質問状に対する回答を要請する内容の文書を送付いたしました。和円商事からご回答がございましたら、当該回答内容を当社にて精査・検証し、必要に応じて当社ホームページにおいて公表する予定です。

3. AIFの回答及び当社追加質問状の送付

当社は、AIFより、2022年6月23日付「回答書」（以下「回答書（AIF）」といいます。）を受領いたしました。

回答書（AIF）において、AIFは、アダージキャピタル、その他関係者及び非適格者（AIFを除く。）との人的・資金的関係を一切否定しておりますが、当社が確認している事実関係と齟齬していることに加え、2022年5月12日に開催された当社臨時株主総会において、アダージキャピタルよりなされた、当社の現経営陣（業務執行取締役3名全員）の解任及び新任取締役候補者4名（うち1名はアダージキャピタルの組合員でもある濱本翔太氏）の選任を求める株主提案について、賛成する旨の委任状をアダージキャピタルに提出された理由については、意思決定に係る機微の部分であるとしてご回答いただけませんでした。当社としては、さらに具体的な情報が必要と考える一方、AIFから提供された情報その他の当社が取得した情報に基づき、AIFが、アダージキャピタル、その他関係者及び非適格者（AIFを除く。）と共同又は協調して行動する者ではないと判断する場合、「非適格者」の認定を撤回し又は取り消し、AIFを「非適格者」として取扱わないこととする考えを有していることから、当社は、2022年6月29日付で、AIFに対し、追加の情報提供を求めるとともに、一定の内容を含む誓約書が提出された場合には「非適格者」の認定を撤回し又は取り消す考えであることを示した文書を送付いたしました。AIFから追加のご回答がございましたら、当該回答内容を当社にて精査・検証し、必要に応じて当社ホームページにおいて公表する予定です。

4. その他当社が「非適格者」に該当すると判断した個人乃至法人からの回答状況

上記1ないし3で記載したものを除き、当社が「非適格者」に該当すると判断した個人乃至法人からは、本日までのところ回答をいただいております。

今後、「非適格者」に該当すると判断した個人乃至法人から回答等がなされた場合、その他当社の「非適格」認定の判断に変更が生じた場合は、速やかに公表いたします。

以 上